

# わたしたちと国民健康保険

保険証をもらったら、大切にしましょう。

## 国保で受けられる給付

かかった医療費の七割は国保が負担します。

## 療養の給付

病院の窓口で保険証を提出すれば、かかった医療費の三割を支払

うだけで医療を受けることができます。(退職者医療制度の適用者は二割または三割を支払います。)

ただし、平成六年十月から入院時食事療養費(入院給食費)がもう

けられ、医療費と別枠で定額の負担があります。(別表参照)

|                                                               |                                                             |
|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| <p><b>1</b></p> <p>内容を確認しましょう</p> <p>保険証を交付されたら内容を確認しましょう</p> | <p><b>2</b></p> <p>必ず手元に保管しましょう</p> <p>紛失したときなどは再交付されます</p> |
| <p><b>4</b></p> <p>他人に貸したりしない</p>                             | <p><b>5</b></p> <p>資格がなくなったら返しましょう</p>                      |
| <p><b>6</b></p> <p>家族と離れて住むとき(修学や出かせぎなど)は2枚目の保険証が交付されます</p>   |                                                             |

## 入院時食事療養費の自己負担

※平成8年10月から金額に変更がある予定です。

| 一 般 加 入 者              |                 |                    | 1 日 | 600 円 |
|------------------------|-----------------|--------------------|-----|-------|
| 市 民 税<br>非 課 税<br>世 帯  | 過去12ヵ月の<br>入院日数 | 90 日 まで<br>の 入 院   | 1 日 | 450 円 |
|                        |                 | 90 日 を 超<br>える 入 院 | 1 日 | 300 円 |
| 市民税非課税世帯で老齢福祉年金をうけている人 |                 |                    | 1 日 | 200 円 |

※市民税非課税世帯の方は「標準負担額減額認定証」が必要となりますので、市の国保医療係窓口で申請を行ってください。

入院時の食事代は、高額療養費の支給の対象とはなりません。

## 療養費の支給

◆骨折やねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき。

◆旅先で急病になり保険証をもたずに治療を受けたとき。

◆手術などで輸血に用いた生血代やコルセット・ギプスなどの補装具代がかかったとき。

◆医師の指示ではり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき。  
などのような場合、市役所国保医療係に申請すれば、保険対象範

囲内で一部負担金を差し引いた額が療養費として支給されます。

・正常な妊娠、分娩 ・美容整形  
・歯列矯正 ・予防注射  
・健康診断や人間ドック  
・日常生活に支障のない程度のがきがやし、そばかすなど  
・経済的理由による妊娠中絶  
・業務上のけがや病気  
・労災保険が適用されるか、雇主の負担となります。

◆出産育児一時金の支給：被保険者が出産したとき、三〇万円が支給

◆葬祭費の支給：被保険者が死亡したとき、三万円が支給

◆移送費の支給：重病人の入院や転院などの移送に車代がかかった場合、申請し国保が必要と認めたとときに移送費として支給

◆病気と見なされないもの

## 保険証の更新

保険証(国民健康保険被保険者証)は、毎年更新されるもので本年も三月三十一日をもって更新されます。

新しい保険証は昨年同様、郵送で四月一日には届くよう三月二十八日頃発送します。しかしながら、大勢の市民のなかには住民票を都留市におきながら実際には住んでいない方もいらっしゃるようですので、すべての国保世帯に送付できません。

そこで、国保税の完納世帯(平成七年度国保税第五期までを完納している世帯)を対象に郵送させていただきます。

なお、特別な理由があって、国保税を滞納している世帯について

は、郵送いたします。

※納期を忘れていたりして、国保税を納めていない方は、できるだけ早く納めていただくようお願いいたします。

また、保険税を納める意志はあっても災害にあたり、失業や病気などの事情でどうしても納付が困難な方もおられると思います。そんな場合は、お早めに市役所税務課徴収係または保健環境課国保医療係へご相談ください。

保険税の徴収猶予などの制度もあります。担当者がお話しを伺い一緒に解決方法を考えさせていただきます。

※なお、保険証がお手元に届きましたら、世帯主の氏名・生年月日・住所、加入者の氏名・生年月日など記載事項の確認をお願いします。